

大阪女学院大学・短期大学における
研究活動の不正行為告発窓口の設置について

大阪女学院大学・短期大学は、文部科学省科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会による「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」（2006年8月8日付）に基づき、本学における研究活動に関わる不正告発窓口を下記のとおり設置します。

電子メールの場合の宛先：kokuhatsu@wilmina.ac.jp
郵便の場合の宛先：〒540-0004 大阪市中央区玉造 2-26-54
学校法人大阪女学院 法人事務局 不正行為告発窓口

1 告発に当たっての留意事項

- ① 告発は、通報申立書（別紙様式）により、実名・連絡先・不正を行ったとする研究者・グループ、で行ってください。
- ② 告発は、電子メールでの通報申立書データの添付又は郵便（受取が確認できる書留）に限ります。
- ③ 告発は、不正行為の様態等の内容を明示し、不正行為とする科学的根拠を示してください。
- ④ 匿名による通報は原則として受け付けません。
- ⑤ 告発によって、人事・給与その他の不利益を受ける事はありません。
- ⑥ 調査の結果、告発事項が虚偽のものと判明した場合には、通報者の氏名公表と懲罰委員会による懲戒処分の対象となります。

2 対象となる研究活動

対象となる研究活動は、文部科学省及び研究費を配分する文部科学省所管の独立行政法人の競争的資金を活用した研究活動です。

3 対象となる不正行為

対象とする不正行為は、発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造と改竄、及び盗用並びに競争的資金の不正使用である。ただし、故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされたものは不正行為には当たりません。

- (1) 捏造
存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改竄
研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用
他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。
- (4) 競争的資金の不正使用

以上